

2022 年 8 月 22 日

静岡県知事
川 勝 平 太 様

日本労働組合総連合会静岡県連合会
会 長 中 西 清 文

2022 年度 政策制度要請

謹啓

貴職におかれましては、県政発展のために日々ご尽力いただき感謝申し上げます。また、日頃より連合静岡の諸活動に対しましてご理解を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数は 7 月に入ってから爆発的に増加し、収束の兆しが見えません。感染者が増えるたびにエッセンシャルワーカーに対する過度な負担が増加しており、関係する人材の確保が喫緊の課題となっています。

一方、静岡県の 6 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.31 倍となり、6 カ月連続で前月を上回り雇用環境は着実に改善傾向にあります。今後の新型コロナの感染状況が見通せないことや、製造業における原材料価格の高騰などによる業績悪化など、働く者を取り巻く環境は依然として不透明であり、とりわけパートやアルバイト、派遣社員といった弱い立場の労働者の多くが安定的な職に就けない状況が続くと予想されています。

このような中、連合静岡では『働くことを軸とする安心社会』の実現に向け、毎年、政策制度に関わる要請項目を策定し、県へ要請しております。本年も新型コロナウイルス関連や労働・雇用、経済・産業、社会保障、防災など、多岐に亘る課題について要請させていただきます。本要請が静岡県に働く勤労者を取り巻く喫緊の課題であると受け止めていただき、令和 5（2023）年度の県事業に反映していただきますようお願い申し上げます。なお、例年同様に年度末には本要請項目がどのように事業化され、予算付けされたか回答頂きますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴職のますますのご活躍と、静岡県のさらなる発展を祈念申し上げます

謹白

1. 雇用・労働政策

(1) 多様な雇用・就労形態の労働者の雇用安定と公正な処遇

2020年4月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法（通称；同一労働同一賃金法）は2021年4月からは中小企業も適用対象となった。雇用形態に関わらず社会的に弱い立場にある労働者が安心して働き続けられる職場環境の実現のため、静岡労働局と連携し県内企業に法の趣旨が理解されるよう、さらなる周知活動を行うこと。

在宅によるテレワークの増加により、労働時間管理の複雑さやコミュニケーション不足など、働く上での新たな課題が顕在化している。相談体制の充実や課題解決のためのセミナー開催などを通じ、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の新しい働き方における課題解決のための情報提供に努めること。

(2) 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備促進 【共通】

県内産業は様々な人材の活躍によって支えられている。年齢や性別、国籍、障がいの有無等に左右されず、誰もがいきいきと働き続けられる静岡県とするため、関係団体とも協力し、以下の視点で取組を進めること。

ア) 非正規雇用の約7割を占める女性労働者の処遇改善に関する企業への要請

イ) 60歳以降の高齢者の学び直しの機会や働く機会の提供

ウ) 県内外の若者が静岡県で働きたいと思う施策の実施

エ) 企業や公共機関での障がい者雇用率の向上

オ) 外国人労働者向けの相談体制の充実

(3) 労働者保護ルールの徹底

労働者を保護するため、法に基づく職場の安全衛生対策の徹底や最低賃金の遵守、不当な解雇の禁止などに取組まなくてはならない。静岡労働局と連携した県内企業への関連法令の周知や指導監督の強化、労働者からの相談体制の充実等を行うこと。

労働関連法の遵守のためには、使用者、労働者双方がワークルールそのものを理解しなくてはならない。必要に応じて、連合が進めるワークルール検定の受講者数をさらに増やす取組に積極的に関与するとともに、就労前の若者に対しても受講を促し、最低限の知識を習得できる機会創出に取組むこと。

(4) あらゆるハラスメントの根絶

ハラスメント対策関連法が2020年6月1日に施行され、2022年4月からは中小企業も対象となり、すべての事業主にはパワハラに関する雇用管理上の措置（防止措置）を講ずることが義務付けられた。

しかし、2021年連合調査によると、パワハラについて職場で内容・方針の明確化、周知・啓発が「特になし」が40%、「セクハラを行ったものへの対処方針・内容を規定している」は5.6%にとどまっており、働く現場におけるパワハラを含めたすべてのハラスメント防止対策が十分とはいえない。

法令順守のため、静岡労働局と連携し、県内企業に対する対処方法の規定づくりと従業員への周知、相談窓口の設置等を確実にを行うことを指導し、あらゆるハラスメントの根絶に向けた取組を推進すること。

(5) 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の促進

2020 年連合の調査によれば、「育休を取得したかったが取得できなかった」と回答した男性の割合は 31.6%、「制度があっても取得しにくい」と回答した男性は 57.6%となった。男性が育休を取得しやすい環境を整えることにより、こども（育児）へのかかわりが増え、家事、育児が女性に偏重する状態が改善されることにより、結果的に女性のキャリア形成が可能となる。

男女ともにワークライフバランスを実現するためにも、静岡県が掲げる「子育ては尊い仕事」の理念に基づき、働き方の見直しや仕事と育児・介護等の両立支援に向け、県民意識の醸成に取組むとともに、労使が仕事と生活を調和できる環境整備を積極的に進めるよう、県内企業に対する働きかけを強化すること。

2. 産業・経済政策

(1) ウィズコロナ時代を見据えた経済活性化策の充実 【共通】

新型コロナウイルス感染症は、県民の感染予防意識の向上やワクチン接種の効果もあり感染者数は6月には減少傾向に転じたものの、7月に入って新株による感染者数が増加しており、新型コロナウイルスの脅威は継続している。2年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響が県内の様々な産業に波及しており、特に飲食業や観光業は人流抑制の影響を受け売り上げが減少し、雇用調整助成金や各種融資制度によって何とか事業を継続している状況にある。

一方、消費者の行動としては、4月以降の物価の高騰により買い控えが進み、さらなる景気の冷え込みが予想される。

コロナ禍によって疲弊した県内経済を回復させるため、主にGDPの半数を占める個人消費の拡大につながる県独自の経済活性化策を積極的に実施すること。

(2) 産業政策と雇用政策の一体的推進 【共通】

静岡県の成長を支えてきた製造業は、長期化する半導体不足や原材料価格の高騰、さらにカーボンニュートラルへの対応やDX（デジタルトランスフォーメーション）の概念を取り入れたものづくりのデジタル化への投資など、大きな転換期を迎えている。

県内企業はこれまでも、雇用の受け皿としてあるいは法人諸税の納付による歳入面での県財政の下支えなど、静岡県に多大な貢献をしている。これら県内企業が直面する課題を解決するため、県として伴走型の支援を行うこと。

また、時代の流れに沿った企業活動を推進するためには、新しい発想を持った人材の育成・確保が不可欠である。県内における職業能力開発機会の提供や、若者のUIJターン数を増やす取組を強化すること。

(3) 中小企業への支援強化 【共通】

県内企業の約 99%は中小企業であり、地域経済の大きな担い手となっている。中小企業を取り巻く環境は年々悪化しており、コロナ禍による売り上げの減少や後継者不足、原材料価格の高騰、カーボンニュートラルに代表される新たな産業課題への対応、厳しい収益状況下での資金繰りなど、中小企業の経営者にとって事業継続できるか否か苦慮する状況が続いており、結果としてそこに働く労働者の雇用にも影響が出ている。

そこで、以下の視点で県によるサポートを充実させること。

- ① 国や県が提供している多くの支援メニューを確実に周知するため、関係団体を通じたきめ細かな情報提供を行うとともに、申請手続きを社会保険労務士に委託する場合、県独自の助成を検討すること。
- ② 大企業の働き方改革に伴う下請け等中小事業者へのしわ寄せ防止のため、静岡労働局と連携を図り、大企業への指導強化や経済団体への要請などを行うこと。
- ③ 自然災害に加え新型コロナウイルス感染拡大により、企業版BCP（緊急時事業継続計画）の策定の必要性が高まっているが、中小企業では単独での策定が困難な状況下にあるため、県による支援を強化すること。
- ④ 2021年2月静岡県議会にて「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」が制定された。これを契機にすべての市町において公契約条例が制定されるよう、市町への働きかけを行うこと。

(4) 新成長産業の育成と既存企業への支援 【共通】

将来の静岡県の発展を支える新産業の誘致・育成は、雇用の受け皿の確保の観点からも重点課題となっている。

そこで、以下の視点で県による新成長産業の誘致・育成に取り組むこと。

- ① 静岡県の持つ地理的優位性を最大限に活用し、本県の経済を牽引する新たな成長産業（医療、ロボット、宇宙航空、次世代自動車等）を育成するとともに、県と市町が連携して新成長産業に進出する企業への支援強化を図ること。
- ② デジタル環境の整備が進めば、起業家は地方で事業を興すことが可能となり、雇用先が増えることが期待される。各市町と連携し、静岡県が起業先として選択されるような魅力的な支援策を提供すること。
- ③ コロナ禍によって大手企業が地方に本社を移す動きが加速している。この機会を捉え、静岡県の魅力をアピールするとともに、県と市町が連携の上他県に負けない条件を提供し、地方移転を検討する企業に対する積極的なアプローチを行うこと。
- ④ 近年、若年層を中心に1次産業への参入が増えている。ビジネスモデルとしてのフレームが確立しつつあることが背景にあり、技術提供や販売促進のための指導など、定着のための公的支援が重要となる。第1次産業が静岡県の基幹産業に成長するよう支援体制を整えること。

3. 社会保障政策

(1) 「全世代支援型」社会保障制度の充実と人材確保 【共通】

すべての人が必要な社会保障サービスを確実に受けられるよう、県として以下の視点で社会保障全般の充実が図られるよう取組むこと。

- ① 看護・介護・保育などの職種は全産業平均に比べ、賃金が低水準であるとの指摘がある。国が進める処遇改善の方針が従事者に確実に還元されるよう、あらゆる機会を通じて事業者を求めること。
- ② 医療従事者および介護・保育従事者は慢性的な人手不足にあり、従事者総数の増大が不可欠である。潜在有資格者へのアプローチを強化し、安心して職場復帰できるための支援体制を整え、一人でも多くの有資格者の職場復帰を進めること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大によって生活困窮者は増加している。個々のケースに沿ったサポートを充実させ、一日も早い生活再建を促すよう支援すること。
- ④ 経済的困窮や人間関係のトラブル等を理由に自殺者が増えている。自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるような取組が重要であり、相談窓口の周知と体制を充実させること。

(2) 子ども・子育て支援制度の着実な実施 【共通】

静岡県においても将来の静岡県を支える子どもへの投資は重要であり、妊娠前から妊娠期、子育て期まで良質かつ適切な医療、福祉、教育等を提供し、社会総がかりで子どもを支援する体制を構築しなければならない。

そこで、以下の視点で子ども中心の事業を推進すること。

- ① 働きながら子育てをする労働者のために企業などの勤務先に対し、依然として低い男性の育児休業の取得率向上や管理職はイクボスであるべきことを意識させるなど、子育て支援しやすい制度の導入や拡充を促すこと。
- ② 仕事と育児の両立の観点からも、県と市町が連携し、すべての希望者が保育所や放課後児童クラブを利用できる体制を整え、待機児童を解消すること。
- ③ 社会全体で子どもの成長を見守るため、地域での預かり保育や学校支援員、放課後児童クラブのボランティア参加者等を増やす取組を加速させること。
- ④ 家庭の経済的理由によって子どもが進学を諦めざるを得ない事態に陥るなど、「子どもの貧困」が社会問題となっている。生活困窮世帯の親に対する就労支援や生活上の課題に対する相談体制を充実させることにより、家計に左右されず意志ある生徒が学ぶ機会を得られる環境を整えること。
- ⑤ ヤングケアラー問題も顕在化している。自治体による実態調査の実施と、調査結果に基づく行政、学校、地域によるサポート体制を構築すること。

4. その他

(1) 災害発生時の自助・共助意識を高めるための取組強化 【共通】

大規模災害発生時、広範囲に被災した場合は消防や警察、自衛隊といった公的機関が活動する範囲は限定される。日頃からの地域による「共助」と、自らの防災意識を高める「自助」の意識を持つことが重要である。

そこで、以下の視点で災害発生時に住民自らが地域を守る意識を高めるための取組を強化すること。

- ① 地域避難所の運営マニュアル作成にあたっては、女性や障がい者、LGBTなど多様性を尊重した視点を取り入れるべきであり、当該者の参画率を高めるよう市町に要請すること。
- ② 地域における防災リーダーとなる人材育成も課題であり、現在制度化されているふじのくに防災士の増員や、次代の担い手となる中学生を対象としたジュニア防災士の育成を進めること。
- ③ 「自らの地域は住民で守ることが原則」という意識を固定化するため、自主防災会での各種防災イベントが拡充されるよう、市町とともに指導すること。

(2) 安全・安心な生活環境の確保 【共通】

全国的に刑法犯認知件数の総数が減少している中、特殊詐欺の認知件数やDVの相談件数、児童虐待の通告児童数等は増加傾向にある。

犯罪を未然に防ぐため、警察官数の確保と機能的な配置を行うとともに、地域における見守り運動の推進など、抑止効果を高める取組を推進すること。あわせて、犯罪被害者の心身の負担軽減のため、犯罪被害者に対する支援体制を整えること。

静岡県の年間交通人身事故発生件数および年間死者数は減少傾向にあるものの、全国的には高齢ドライバーによる事故や自転車乗用中の交通事故件数は年々増加傾向にあり、悲惨な飲酒運転事故は依然として根絶されていない。地域と連携した交通安全運動に一層取組み、交通事故防止に対する意識の高揚につなげること。

(3) 多文化共生社会の実現 【共通】

今後、日本における人材不足を外国人労働者で補うことが加速すると予想され、地域コミュニティにおける外国人との共生は不可欠となる。外国人県民が地域で受け入れられるよう、相互理解のための交流イベントの開催や、県民ボランティアによる日本語を学ぶ場づくりを進めるとともに、外国人県民への差別や偏見をなくし、心のユニバーサルデザイン運動に対する県民理解を進めること。

外国人労働者が気軽に相談できる体制整備も必要であり、多言語に適用した専門の相談窓口機能の充実を図ること。

(4) 環境保全と地球温暖化対策の推進 【共通】

脱炭素社会の実現に向け、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入拡大、CO₂ を吸収する森林整備など、あらゆる手段を導入しなくてはならない。あわせて、県民一人ひとりの意識改革も重要であり、食品ロスの削減やレジ袋の使用自粛、海洋プラスチックごみの増加につながるプラスチック製品をなるべく使わないなど、環境を意識したライフスタイルへ転換するよう、一層の啓蒙活動を行うこと。

県民一人当たりの一般廃棄物排出量は、コロナ禍による在宅時間の増加等も影響し、減少が足踏み状態である。徹底した3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動に取り組むとともに、県民一人ひとりが地球環境にやさしい生活を送るための意識を持つよう、地域における環境教育の開催や広報媒体を活用した周知活動を推進すること。

(5) 住民サービスの質を落とさない持続可能な行政運営の推進 【共通】

人口減少や企業収益の落ち込みなどによる税収面での歳入が減少する一方、歳出面では感染症・災害対応や社会インフラの老朽化に伴う補修費、高齢者福祉関連の事業費の増加などにより、不足分を一般家庭の貯金にあたる財政調整基金で補う財政構造となっており、県及び各自治体の財政状況は決して楽観視できる状況にはない。

県や各自治体においては、地方債や交付金に過度に依存することなく、自主財源の比率を高めていくことが望ましい。また、住民サービスの質を落とさないため、限られた財源の中であっても必要な事業予算を確保することや、人員の適所適材配置に取り組み、持続可能な行財政運営を推進すること。

以上